

紀北町社会福祉協議会海山支所住民憩いの場使用規定

(目的)

第1条 この規定は、紀北町社会福祉協議会海山支所住民憩いの場(以下 住民憩いの場)の適正な管理と、地域の方々が相互の理解を深め、円満に親しまれる場の運営を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 住民憩いの場は、紀北町社会福祉協議会海山支所(以下 社協海山支所)が運営する。

(使用申請資格)

第3条 住民憩いの場の利用は、原則紀北町内に住所を有する者とする。

(使用許可の申請)

第4条 住民憩いの場を使用しようとする者は、使用許可申請書を紀北町社会福祉協議会長(以下 会長)に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、所定の申請書により利用する日の3日前までに社協海山支所へ申請するものとする。

(利用時間及び休日)

第5条 住民憩いの場の利用時間及び休日は、次のとおりとする。ただし特別な事情によりあらかじめ会長の承認を得た場合はこの限りでない。

- (1) 利用時間 午前9時～午後5時
- (2) 休日 土曜日・日曜日及び祝日 12月29日～翌年1月3日

(使用目的の制限)

第6条 次の各項の一に該当すると認められた場合には使用を許可しない。

- (1) 秩序又は風俗をみだすおそれがあるとき
- (2) 私的利益及び営利目的のおそれがあるとき
- (3) 建物、備品その他の器物等の損傷のおそれがあるとき
- (4) 飲酒を目的とするもの
- (5) 反社会的な個人及び団体の活動
- (6) 政治的・宗教的な個人及び団体の活動
- (7) 申込書記載事項の虚偽や使用規定に反したとき

(遵守義務)

第7条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 付属設備・備品等を大切にし、室外へ持ち出さない
- (2) 他人に迷惑になるような行動や騒音を発しない
- (3) 木造校舎のため、火気の使用及び喫煙は厳禁とする

- (4) 酒類は持ち込まない
- (5) 生き物(盲導犬は除く)や発火物、その他危険物を持ち込まない
- (6) 勧誘・販売・その他迷惑行為となり得ることはしない
- (7) 所定の部屋以外に出入りしない
- (8) 利用後の後片付け、清掃、電灯及びスイッチ等の確認を行いゴミは持ち帰る

(損害賠償)

第 8 条 使用者が施設及び器物等に損害を与えた場合はその損害を弁償しなければならない。

(責任区分)

第 9 条 室内及び室外での盗難・紛失及び事故や怪我等の発生については、紀北町社会福祉協議会は一切の責任を負わない。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。